

# ほっかいどうの社会保障

2020年6月8日 北海道社会保障推進協議会 Tel:011-758-2648 FAX:758-4666

## 高すぎる国保料(税)・後期高齢者医療保険料・介護保険料 新型コロナウイルス感染症の影響による減免制度の周知と活用を

国は、新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が前年比で3割以上減額になった場合などに、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、介護保険・第1号保険料について、保険者が減免を行う場合、その減免分を財政措置します。これを受け各保険者が制度を創設しています。保険料が全額免除される場合もあります(これまで、独自に申請減免制度をもっている保険者もありますが、どちらかを選択になります)。

保険料が高すぎます。多くの方に、減免制度をお知らせし、活用しましょう。

## 事業等の廃止・失業や収入3割以上減少などの場合 新たな減免制度

【国保・後期高齢者医療の場合】減免の対象となる世帯・減免基準(国の財政措置)

- I. 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡・重篤な疾病を負った世帯 **全額免除**
- II. 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入の減少が見込まれ次の3点全てに該当する世帯

- ① 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であるとき。
- ② 前年の合計所得金額が1000万円以下であること。
- ③ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

前年の合計所得金額	減免の対象になる保険料の減免割合
300万円以下	全部
400万円以下	8/10
550万円以下	6/10
750万円以下	4/10
1000万円以下	2/10

■事業等の廃止や失業の場合は、前年の合計所得金額に関わらず

減免の対象になる保険料の減免の割合 **全部**

減免額の計算式  $A \times B / C \times \text{減免割合}$

A: 被保険者全員の保険料(税)

B: 減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額(収入から必要経費を差し引いた額)

C: 該当世帯の全ての被保険者の前年の合計所得金額(収入から必要経費を差し引いた額)

\*介護保険・第1号保険料の場合の減免の対象になる世帯・減免基準は 略

## 収入減少は1ヵ月でも 減免の対象に 札幌市に要請 北海道後期高齢者医療広域連合、北広島市などは1ヵ月でも減免



6月2日、札幌社保協、道生連、北海道社保協は、札幌市に対して、「主たる生計者の収入が3割減少したとの被保険者の申し出に基づき、減免の対象として認めること」など、新型コロナウイルス感染症に関わる国保料の減免等の要請をしました。また、新型コロナウイルス感染症に対する経済対策として、中小企業に対する「持続化給付金」の要件は、「2020年1月以降、いずれかの月の売り上げが前年同月比で50%以上減少した場合」となっています。国保料等の減免対象も2020年1月以降のいずれかの月の収入が前年同月比で3割以上減少した場合にすべきと要請。

札幌市は、新たな減免制度を創設すること、申請は被保険者の申し出を基本にすること、6月には対象となる被保険者に文書で通知し、専用のコールセンターも創設すると説明。対象の要件は3ヵ月の収入実績と説明しましたが、その後、「1ヵ月の実績での申請も検討する」と回答しました。

また、**国保の傷病手当金**について、すでに創設し、申請もあり、さらに周知していきたい、と説明しました。

北海道後期高齢者医療広域連合は、1ヵ月でも前年の収入を3割以上減少になった場合、保険料減免の対象で、減免申請の窓口となるすべての市町村に通知しています。